

岐阜市役所旧南庁舎及び明德庁舎電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市役所旧南庁舎及び明德庁舎で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 別紙のとおり
- (4) 業種及び用途 官公庁（事務所）

2 仕様

(1) 岐阜市役所旧南庁舎

ア 供給電気方式等

- (ア) 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし
- (イ) 標準電圧 6, 600V
- (ウ) 標準周波数 60Hz
- (エ) 非常用自家発電設備 50KVA 系統連系なし

イ 予定契約電力、予定使用電力量等

- (ア) 別紙のとおり

ウ 供給期間

令和 6 年 12 月の検針日から令和 7 年 12 月の検針日の前日まで

エ 電力計及び検針方法

- (ア) スマートメーター

(財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。)

- (イ) 検針日 1 日（検針日程 01） 午前 0:00

オ 需給地点及び責任分界点

旧南庁舎の構内引込第 1 柱上開閉器

カ 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし

キ 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

(2) 明德庁舎

ア 供給電気方式等

- (ア) 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし
- (イ) 標準電圧 6, 600V
- (ウ) 標準周波数 60Hz
- (エ) 非常用自家発電設備 無し

イ 予定契約電力、予定使用電力量等

- (ア) 別紙のとおり

ウ 供給期間

令和 6 年 12 月の検針日から令和 7 年 12 月の検針日の前日まで

エ 電力計及び検針方法

- (ア) スマートメーター

(財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。)

- (イ) 検針日 1 日（検針日程 01） 午前 0:00

オ 需給地点及び責任分界点

構内引込第 1 柱上開閉器の電源側接続点

- カ 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- キ 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

(1) 電気料金の計算方法

- ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
- イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
- ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
- エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
- オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
- カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
- キ 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
- イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市行政部管財課へ送付すること。（WEBによる対応は不可）
- ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

中部電力ミライズ株式会社

- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (6) 明德庁舎については、庁舎の使用状況等により年間の予定使用電力量に差が生じる場合がある。その乖離が大きい場合は、受注者は発注者に協議を求めることができる。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

担当 行政部管財課 竹坊
電話 直通 (058)265-3910

予定使用電力量等

供給場所	旧南庁舎		明德庁舎	
住所	岐阜市神田町1丁目11番地		岐阜市明德町2-1	
供給地点 特定番号	0414100100086220000000		0414104445023901000000	
契約電力	7kW		22kW	
供給年月	使用電力量(kWh)			
	その他季	夏季	その他季	夏季
令和6年 12月	3,000	/	1,000	/
令和7年 1月	3,000	/	3,500	/
令和7年 2月	3,000	/	3,300	/
令和7年 3月	3,000	/	2,700	/
令和7年 4月	3,000	/	1,400	/
令和7年 5月	3,000	/	600	/
令和7年 6月	3,000	/	600	/
令和7年 7月	/	3,500	/	1,000
令和7年 8月	/	3,500	/	3,000
令和7年 9月	/	3,000	/	3,500
令和7年 10月	3,300	/	2,400	/
令和7年 11月	3,000	/	1,600	/
計(kWh)	37,300		24,600	
合計(kWh)	61,900			

- ※ 契約電力は、予定数値とする。
- ※ 予定平均力率は、100%とする。
- ※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。